

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

平成28年4月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、貨物自動車運送事業者が、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が実施するグリーン経営認証制度の認証登録を新規取得又は更新(以下「登録等」という)をした場合、その費用の一部を助成することにより、環境負荷の少ない事業運営に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、グリーン経営認証制度の登録等をする貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成金額)

第3条 助成金額は、次に示すものとする。申請は、1事業者につき新規取得又は更新の1回限り(1事業所のみ)とし、登録等に要した費用(消費税を除く)が下記の金額に満たない場合は、その金額とする。

- (1) 新規取得 10万円 上限
- (2) 更新 5万円 上限

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第4条 事業者は、受付期間中に登録等をした場合、様式1「グリーン経営認証制度促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】

受付期間は、令和5年4月1日から令和6年2月29日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

※2～3月に更新期限の場合、交通エコロジー・モビリティ財団は、期限3ヵ月ほど前から更新手続きを受付するとのこと。

(助成金の交付)

第5条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があつた場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認められた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第7条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあつた場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第8条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和5年4月1日から施行する。